子育て支援

児童手当現況届の提出はお早めに

- 提出期限は6月30日金 -

児童手当を受けている人が、引き続き手当を受給するためには、毎年1回、現況届の提出が必要です。対象となる人には、5月下旬に現況届の用紙を送付しましたので忘れずに提出してください。

- ※現況届を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります。
- ※平成29年1月2日以降に村上市に転入した人は、平成29年1月1日現在の 住所地で発行する児童手当用の所得証明書(平成29年度)の添付が必要に なります。
- ※所得制限が採用されています。詳しくは現況届に同封されたパンフレットをご確認ください。



○児童手当の受給手続きをしていない人

児童手当は、中学校3年生までの児童を養育している世帯の生計中心者に 支給されるもので、受給するには手続きが必要です。まだ手続きをしていな い人は、福祉課子育て支援室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で手 続きをしてください。児童手当は請求した月の翌月分から支給となります。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ・請求者名義の通帳かキャッシュカード ・請求者の保険証
- ・請求者と配偶者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、旅券など)
- ・その他必要に応じて提出していただく書類があります。

●問い合わせ

福祉課子育て支援室 ☎53-2111 (内線231)

荒川支所地域振興課地域福祉室 ☎62-3104(直通) 神林支所地域振興課地域福祉室 ☎66-6113(直通)

朝日支所地域振興課地域福祉室 ☎72-6887(直通) 川北支所地域振興課地域福祉室 ☎77-3113(直通)

無縁墳墓等改葬公告のお知らせ

市営羽黒町墓地の無縁のお墓を改葬します

市営羽黒町墓地には、古いものでは江戸期の墳墓(お墓)もあり、管理する人がいない無縁墳墓が多く確認されています。市では、墓地整理のため無縁墳墓を改葬(埋葬されている遺体・遺骨を別の墳墓に移して供養すること)することにしました。

該当する墳墓ごとに立札を設置しましたので、管理者や心当りのある人は、6月1日から1年以内(平成30年6月1日まで)に環境課までご連絡ください。

なお、期日までにご連絡がない場合は、無縁墳墓として改葬 することになります。

無縁墳墓所在地

村上市村上字牛沢4番地(村上市羽黒町2-23 宝光寺に隣接)

※該当墳墓の墓地内での位置図や写真などは、市ホームページおよび環境課で確認できます

※利用申し込みは現在受け付けしていません

●問い合わせ 環境課生活環境室 ☎53-2111 (内線271)



▲墓石などが倒壊し荒れたお墓が目立つ市営羽黒町墓地